

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○平口委員長 次に、階猛君。

○階委員 この成年年齢の引下げについて、きょう、私、三回目、質問させていただくことになりました。

前回の参考人の答弁におきまして、私は、これまで、消費者被害の拡大を防止するための取組や若年者の自立支援のための取組は相応の効果を上げてきたというこの根拠を尋ねたわけですけれども、環境整備のための施策を実施しているのので相応の効果が上がってきたと判断するというような答弁でした。私は、それは納得できない。インプットとアウトカムというのは、これは別物だというのが政策評価する上での常識中の常識です。改めて法務大臣に聞きますけれども、一般論として、成年年齢引下げの環境整備のための施策を実施したからといって、その効果が上がるということとは必ずしも言えないのではないかと、いろいろに思いますが、いかがでしょうか。

○上川国務大臣 環境整備の重要性につきまして

は、この成年年齢引下げの大変重要な要素ということでございまして、その実現のために、自立のための施策、あるいは消費者教育のための施策、これを総合的に取り組んでいく、こうしたことについて、この間努力をしてきたところでございます。

代表的なものとして、学習指導要領の改訂及びこれに基づく教育の実施が挙げられます。消費者教育を受ける機会が与えられること、これは消費者基本法にも定められた消費者の権利でございます。そして、そうした教育を受ける機会が与えられることにつきましては、その結果として消費者被害に遭わないということと極めて重要であるというふうに考えております。

今、改訂後の学習指導要領に基づく教育が、既に全国の、教育機関でいきますと小、中、高等学校、その段階に応じてさまざまな施策をとってきたわけですが、その意味で、一定の効果が上がってきているというふうに考えております。これらの施策の中には、若年者に対して直接的な働きかけを行うというものが多く含まれていること等も考えれば、環境整備の施策につきましては着実に効果を上げてきたと判断することができるとは思いません。

○階委員 ちゃんという施策を実施しているから効果が上がっているというふうにはおっしゃるわけですが、それはあくまで推認しているにすぎないわけでありまして、それがちゃんと証拠としてあらわれているかどうかということで、私は、例えば、消費者被害の拡大を防止するための

施策の効果を定量的に検証する手段として、十八歳から二十二歳の消費者相談の件数を見るべきではないかと考えております。

きょうお配りしている資料にはそのことも加えておりますけれども、この点について、参考人、私の一回目の質疑のときでもこのような数字に触れたかと思うんですが、いかがでしょうか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、民法の成年年齢を十八歳に引き下げた場合に、消費者被害の拡大を防止するための施策の効果があらわれているかどうかを判断する指標として、十八歳から二十二歳までの若年者の消費者相談の件数を分析することは一つの指標であるというふうに思っております。

もともと、消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数の中には、適切な相談を経て被害の未然防止や回復が図られた案件も含まれておりまして、むしろ、相談件数がふえることは、消費者教育が浸透したことによって消費者意識が高まった結果である、こういったような側面もあるのではないかと、いろいろに考えられます。

○階委員 問題は、きょう配らせていただいている資料でもおわかりのとおり、傾向的に見て、二〇一七年は八月末までの数字なので、これはちょうど参考にはできないんですけれども、二〇一六年まで見ますと、十八から十九歳がグレーの部分、そしてぼつぼつになっているのが二十歳から二十二歳ということで、そんなに傾向として減っているように見えません。そして、未成年者取消権がなくなると二十歳になるとこれが激増している

ということでありまして、これを見ますと、まだ効果が十分に発揮されているとは言えないのではないかと、いふふうに思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○上川国務大臣 たいだいま民事局長からの答弁にありましたように、この国民生活センター等に寄せられる消費生活に関する相談件数を一つの指標にしていくということについては、そのことについては一つの見識だというふうに思います。こうしたものからどういふものを読み込むかということだと、いふふうに思います。

先ほども答弁の中でもあったわけでございますが、この相談件数につきましては、全国の消費生活センターまた国民生活センターに寄せられるわけでございます。アクセスするポイントをこれからも全国に更に細かく展開することによって、被害に遭わないような未然の防止のためにも、できるだけ、疑問があったり困ったことがあったらすぐに相談ができるような、こうした身近感の中で取り組んでいく必要があるというふうに思っているところでもございまして、そうなりますと相談件数が上がるということにもなるわけでございませぬ。

そして、その意味で、今、このポイントとしては、十八歳—二十二歳という、いわゆる一人前の大人というような、幅があるわけでありまして、そのところが狙い撃ちされるといふケースがあるというところでございまして、まさにそのところに更に大きな課題があるということでもございまして、そのための施策については、今のような傾

向も踏まえてしっかりと対応をしていく必要があるのかというふうに思っております。

これからの施策、重点的な施策の取組におきましても、消費者教育のより一層の充実、制度の整備、また消費生活相談窓口の充実、周知を徹底して、そのことによりまして被害拡大の未然防止、これは全般的なものと同時に、この年齢層に特に狙い撃ちをされた消費者問題があるわけでございますので、そこについては、今まで取り組んできたことをしっかりと評価しながら、成果をしっかりと出していきたいというふうに思います。

○階委員 二十になつた瞬間に件数が激増しているということは、これはもう自明だと思えますね。アクセスポイントがふえたから相談の絶対件数がふえる、そのことは確かにあると思うんですが、一方で、アクセス件数がいかなるものであるにせよ、この二十歳未満と二十歳以降のところでは激増している部分というのは、やはりいかに未成年者取消権が寄与しているかということも明らかだと思ふんです。この未成年者取消権を十八歳、十九歳から奪ってしまうことによつて、やはり大きな弊害があるということは、今の施策の効果をもつてしても言えるということはしっかりと認識していただく必要があると思ひます。

一方で、施策の効果が上がっているとおっしゃいますけれども、それは、効果を、実施しているということをもつて効果が上がっているとさつきから言っているわけでありまして、これでは論証が不十分ではないかと思ひます。

私の申し上げていることは御理解いただけると

思いますけれども、もし効果が上がっているとするのであれば、アクセスポイントがどうこうとかじゃなくて、ちゃんと二十になつたときの相談件数がそれまでとは変わらなくなつていきますよ、そんなことを言っていたら、と説得力が増すのではないかと思ひますけれども、もし、この点についてコメントがあればお願いします。

○上川国務大臣 お出したいただきましたこのデータにつきましては、十八歳—十九歳と、二十一—二十二歳の平均値ということでもございまして、ここには大きな差があるということも、そこに、今委員御指摘のような未成年者の取消権が認められているという要素もあろうかというふうに思ひます。いろいろな分析があるかと思ひますが、明らかにこのところについては大きく、しっかりとこのところに着目をするということが必要である、私も同じ問題意識を持っているところでございませぬ。

○階委員 そういう意味では、まだまだ効果は十分だと私は考えます。

それから、黒岩さんの質疑の中で、私は、大臣の答弁で、十分な判断力が十八歳でもある、消費者被害に遭わないだけの判断力はあるといったようなことをおっしゃっていたのが気になりました。五点目の、大臣に対する質問に移りますけれども、消費者被害に遭わないだけの判断能力を有するのであれば、飲酒や喫煙で自分の健康あるいは素行を害さないぐらいの判断力は当然有しているのではないかと。

十八歳、十九歳に飲酒、喫煙は認めないという

ことなんですけれども、私は、何かむしろ、消費者被害に遭わない判断力を持っているぐらいだったら、飲酒、喫煙で健康や素行を害さない判断力は当然持っているべきだと思つて、そこは何かつじつまが合わないと思うんですけれども、大臣、いかがですか。

○上川国務大臣 まさに、この成年年齢の引下げ、二十から十八歳に引き下げるといふこと、そして、引下げに伴つて若者の自己決定権を尊重するといふこと、このことにつきましては大変重要なことであるといふふうに思つております。

特に、十八歳といふ年齢につきましては、進学また就職、人生の節目に直面するといふことございませぬので、みずからの意思で人生の方向性を選択をすることができ、また、しっかりとした支援をしながらその環境を整えていくといふことに大きな意義があるといふふうに思つております。これに対しまして、御質問がかねてよりございました、未成年者の飲酒禁止法及び未成年者の喫煙禁止法、これにおきまして、二十未満の者に対しては、健康被害防止として非行防止といふことの二点にあると承知をしているわけでありませぬが、飲酒、喫煙の開始年齢を引き下げることにつきましては、成年年齢の引下げのような積極的な意義は特段論じられていないように思われるところでございます。

引下げに伴いまして、飲酒、喫煙の開始年齢をこれに連動させるといふ必要はないのではないかと、このように考えているところでございます。

○階委員 先ほどの施策の、もう一方で若年者の自立を促すような施策も実施することとなつていくわけですけれども、むしろこの点では、飲酒や喫煙は認めないといふことで、自立とは逆行しているような気もします。

そういふことなども踏まえてのことでしょうか。先般、参考人の意見の中で、若者にとつて直接のメリットが何なのかわからず、むしろ、未成年者の取消権がなくなるというのは、多くの若者にとつてデメリットになる可能性があるのではないかと、いふような意見がありました。

私も、今回の法案といふのは、若者が未成年者取消権をなくしたり、あるいは親権の保護がなくなつたりといふリスクを負う一方で、それに見合うリターンといふかメリットといふか、そういうものはないといふ気がするんですが、この点について大臣の見解をお聞かせください。

○上川国務大臣 民法の成年年齢の引下げ、二十から十八歳に引き下げるといふことにつきまして、十八歳、十九歳の若者を一人前の大人として扱ふといふことを意味するわけでございます。若年者の自己決定権を尊重するものであるといふことでございます。これは大きなメリットになるといふふうに考えておりますし、また、若年者の積極的な社会参加を促し、一人前の大人としての自覚を高めるという意味もあろうかといふふうに思つております。

一連のさまざまな御指摘がございますけれども、総合的に考えると、やはり、成年年齢の引下げにつきましては、若年者の自己決定権を尊重し、そ

して自立をし社会の中で御参加、御活躍をいただく、そうした中の、これはさまざまな課題については、支援の施策についてはしっかりと取り組んでいくということが前提でございますが、ある意味でスタートを切るという必要があるかといふふうに考えております。

○階委員 自立を促して社会で活躍してもらつたといふのは、若者にとつてのメリットというよりは、権力者側のメリットといふか、社会の側のメリットといふか、若者のメリットとはちよつと違ふと思つてすね。

若者の当事者のニーズとしてそれがあつかうかといふことについて、同じ参考人が言つていたんですけれども、未成年を含む大学生に個別に意見を聞いたところ、八十人程度に聞いたところ、賛成は一人もいなかったといふようなことなすね。

そういう若者がメリットを感じられないといふことからすると、余計これは急ぐ必要がないのではないかと、いふふうに思います。

五月十一日の松田委員への答弁では、成年年齢の引下げについても国民の理解は進んでいるのではないかと、いふことを参考人は言われていました。その具体的根拠は何なのかお答えいただけますか。

○小野瀬政府参考人 お答えをいたします。

委員御指摘のとおり、五月十一日の法務委員会におきまして、実際に十八歳、十九歳の者による選挙が実施されたことにより、若年者の社会参加を促すことの流れが国民に定着しているものと考えられることから、そのような流れの中に位置づ

けられる成年年齢の引下げについても、国民の理解は進んでいるものと考えられるとの答弁をしたところでございます。

この裏づけの根拠でございますけれども、十八年七月の参議院議員通常選挙の前後で、当事者である十八歳、十九歳の者が選挙権年齢を十八歳とすることをよいことだと評価する割合が六八%から七九%に増加したという調査結果がございます。また、選挙後に、政治に対する意識を調査したところ、多くの若者の声が集まれば若者の望む政治が行われると思うようになったといったような回答が上位を占めるといふ結果が出ております。このことは、選挙権の行使を通じて、若年者の間に、社会に積極的に参加することを肯定的に捉える機運が生じていることのあらわれであって、若年者の大人としての自覚を促す効果が発揮されたことを示すものと言いうことができると考えております。

また、消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策など、成年年齢の引下げの環境整備のための施策の充実に努めてきたところでございまして、これによりまして、環境整備の施策について着実に効果が上がっているものと考えております。

法務省といたしましては、以上のとおり、選挙権年齢の引下げにより、十八歳以上の者に大人としての自覚を促す効果が発揮されたと考えられることや、各種の環境整備施策について相応の効果が上がっていると考えられることを踏まえて、成年年齢の引下げについても国民の理解が進んでい

るものと考えているところでございます。

○階委員 何か、選挙権年齢の引下げについて理解が進んでいるから成年年齢の引下げについても理解が進んでいると考えるというのも、私は根拠薄弱だと思えますね。制度趣旨は違うわけですし、必ずしも直接成年年齢の引下げの理解を聞いているわけでもありませんし、私はちよつとそれは違うと思えますよ。むしろ、先ほどの、参考人の陳述の方が重みがあると思えますね。

こういうことからすると、国民、とりわけ法案のターゲットである若者には、今回の成年年齢引下げというのは全く理解が得られていないのではないかとこのうふうに考えますが、大臣、いかがですか。

○上川国務大臣 世論調査、また参考人の皆様からの意見陳述ということで、大変貴重な御示唆をいただいたものというふうに考えております。そうした御指摘、さまざまな御指摘がございましたので、そうしたことも踏まえて、この問題につきましても更に取り組んでまいりたいということをお頭申し上げたいというふうに思います。

現時点におきまして、世論調査でございますが、無条件で成年年齢の引下げに賛成するという意見の割合は反対意見の割合を下回っているものと認識をしております。

もっとも、二十五年に内閣府実施の世論調査におきましては、消極的な意見の中にも、このような選択肢を順番に聞いていくわけではございませんが、法的な物の考え方を身につけるための教育の充実、消費者保護の施策の充実、消費者問題、そ

して自立のための支援、こういうこと的前提が整えば成年年齢を引き下げてもよいという意見が多数含まれておりました。こうした意見の方々と賛成の意見の方を合わせると、その数は、推定ではございますが六割に達しているところでございます。

また同時に、この調査におきましては、十代そして二十代の者が回答をしているわけでございしますが、その成年年齢の引下げに賛成する割合、これは他の年代と比較しても高いという状況がございまして、さらに、過去の世論調査、これは二十一年に世論調査をしておりますが、そのときよりもその割合が増加をしている、こうしたデータもございまして。

法務省といたしましては、成年年齢の引下げの意義、またその環境整備に向けた取組、積極的に周知をすることによりまして、また、国民の皆様の十分な理解を得て、そして若年者の方々に一人前の大人としての自覚を持っていただきながら、成年年齢の引下げが若年者の皆様方の積極的な社会参加につながっていくことができるように、そして、若年者がその意義というものにつまみまして実感をしていただけるように努めてまいりたいというふうと考えております。

○階委員 実感がない中で今引下げをしようということは問題だと思えますし、きょう、資料一ページ目につけておりますけれども、これは法制審議会の意見でして、施策が実現されることが必要条件だと言っています、施策の効果が十分に発揮され、国民の意識としてあらわれた段階におい

て、法整備を速やかに行うべしと書いているわけですね。

今、まだ、必要条件の一部やられたのかもしれないけれども、必要十分な条件にはなっていないことだと思えます。この段階で成年年齢の引下げを行うというのは時期尚早だということで、この段階で賛成することは我々としては厳しいということを申し上げ、私からの質問を終わります。

以上です。